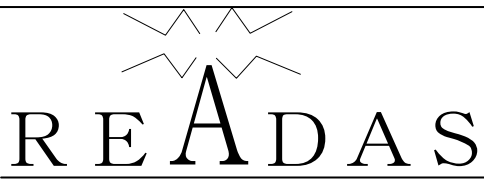


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5478 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 5月31日 火曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

災害に遭った場合の税制上の取扱い

Q：地震などの災害に遭った場合の税制上の取扱いはどのようになっていますか？

A：次のようになっています。

【解説】

地震などの災害に遭った場合の税制上の措置は、次のようになっています。

①申告・納付等の期限の延長

税務署長等は、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、申告・納付等の期限を延長することができますとされています。

②所得税の全部又は一部の軽減

所得税法に定める雑損控除と災害減免法に定める税金の軽減免除とのどちらか有利な方法で、所得税の全部又は一部の軽減を受けられる場合があります。

③相続税・贈与税の免除又は軽減

相続又は贈与により取得した財産について、災害により被害を受けたときは、相続税・贈与税の免除又は軽減を受けられる場合があります。

④納税の猶予

災害により、財産に相当の損失を受けた納税者や国税を一時に納付することが困難な納税者は、税務署長に申請し、その承認を受けることにより、原則として1年以内の期間に限り、国税の全部又は一部についての納税の猶予を受けることができます。

